

大阪青山学園におけるハラスメントに対する基本方針

(令和4年8月1日 理事長裁定)

この基本方針は、大阪青山学園においてハラスメントのない健全な学園環境を確保するために、ハラスメントの防止や問題の解決に取り組む学園の姿勢を明らかにし、学園の構成員や関係者に周知するためのものです。

【 学園のハラスメントに対する基本方針 】

1. 学園は、人権尊重の精神に則り、ハラスメントや個人の尊厳を傷つけるいかなる行為も禁止します。
2. 学園のハラスメント防止に取り組む「ハラスメントの防止に関する規程」を学園内に周知徹底します。
3. 学園にハラスメント問題の相談窓口を設置し、相談や苦情に適切に対応します。
4. 事案が生じた場合は、学園内の定めに基づき迅速かつ正確な事実調査を行い、問題解決と再発防止にあたります。
5. 学園は、ハラスメント行為には厳正に対処します。
6. 相談者・行為者等のプライバシーを保護するとともに、相談したことなどを理由として不利益な取扱いはいりません。
7. ハラスメント防止に関する研修会等を実施するとともに、リーフレットやポスターを掲示するなど構成員の理解や啓発に努めます。